

基準項目			修理基準・復旧基準	修景基準			許可基準			
			全エリア共通	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア	
共通事項	敷地	屋敷構え	同右	同右				可能な限り現状の屋敷構えを維持し、塀や生垣等により敷地を圍繞する。	可能な限り現状の屋敷構えを維持し、生垣等により敷地を圍繞する。	可能な限り現状の屋敷構えを維持する。
	配置計画	主屋・附属屋（土蔵・倉庫等）						原則、現状維持とし、新築の場合は敷地の履歴、旧状を調査の上、エリア内の周囲の伝統的建造物の特性にあわせた位置とする。	同左	
建築物	構造・規模	主構造	現状維持のための修理又は、履歴を調査の上、伝統的形式を回復するための復原修理とする。	原則、現状維持とし、新築の場合は伝統的建造物の特性を有する木造とする。 【主屋】平入を基本とし、船形造を推奨する。	原則、現状維持とし、新築の場合は伝統的建造物の特性を有する木造とする。 【主屋】平入を基本とする。	原則、木質構造とする。 【主屋】平入を基本とする。	同左			
		階数		二階建以下とし、二階建とする場合は原則、総二階とする。	同左	二階建以下とする。	同左			
		棟高		【主屋】12m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】7m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。	同左	【主屋】12m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】7m以下とし、かつ、エリア内の周囲の伝統的建造物を越えないようにする。	同左			
		規模		エリア内の周囲の伝統的建造物にならない、敷地にあった規模とする。	同左	エリア内の周囲の伝統的建造物にならない、敷地にあった規模とする。	同左			
	屋根	屋根形		【主屋】原則、寄棟造又は入母屋造とし、可能な限り向拝を設ける。棟方向はエリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】切妻造とし、土蔵は置き屋根形式を推奨する。	【主屋】原則、寄棟造又は切妻造とする。棟方向はエリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】同左	歴史的風致と調和したものとし、二方向以上の勾配屋根とする。 【主屋】棟方向はエリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。	同左			
		葺方		茅葺、木羽板葺、金属板葺のいずれかとする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
		勾配		茅葺の場合は8/10～12/10勾配程度、木羽板葺及び金属板葺の場合は5/10～7/10勾配程度とする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
		軒高		エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【主屋】7m以下とする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】5m以下とする。	同左	エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 【主屋】7m以下とする。 【附属屋（土蔵・倉庫等）】5m以下とする。	同左			
		軒		軒の出は、エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 軒裏は、垂木、野地板あらかしとする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
		色彩		茶色系又は黒色系とする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
		庇		葺方	木羽板葺又は金属板葺とする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左		
	勾配			2/10～3/10勾配程度とする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
	軒高			エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせ、4m以下とする。	同左	エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせ、4m以下とする。	同左			
	軒			軒の出は、エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。 軒裏は、垂木及び野地板あらかしとする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
	色彩			茶色系又は黒色系とする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
	立面意匠	外壁		原則、木、土、漆喰等の伝統的な材料及び工法とする。 【主屋】原則、貫をあらわす真壁造で漆喰仕上げの土壁とする。 【附属屋（土蔵）】原則、大壁造で漆喰仕上げの土壁、腰壁を下見板張とする。 【附属屋（倉庫等）】原則、真壁造で漆喰仕上げの土壁、又は縦板張とする。	同左	自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和したものとする。	同左			
		建具		木製とし、伝統的な意匠及び納まりとする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左			
基礎		エリア内の周囲の伝統的建造物にあわせる。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左					
色彩		材質を生かした色彩とする。	同左	歴史的風致と調和したものとする。	同左					
門		原則、履歴を調査の上、伝統的な材料及び工法とする。		歴史的風致と調和したものとする。						

基準項目		修理基準・復旧基準	修景基準			許可基準		
		全エリア共通	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア	社家（御師家）エリア	在家エリア	在家（商家）エリア
工作物	塀	現状維持のための修理又は、履歴を調査の上、伝統的形式を回復するための復原修理とする。	原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。			歴史的風致と調和したものとする。		
	石垣		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	門柱・太鼓橋		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。			歴史的風致と調和したものとする。		
	その他石造物		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
環境物件	生垣	現状維持又は履歴を調査の上、旧状への復旧とする。	原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	庭園		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。			歴史的風致と調和したものとする。		
	樹木		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	水路等		原則、履歴を調査の上、周囲の伝統的建造物の特性にあわせたものとする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
その他	設備機器		原則、通常望見できない位置とし、やむを得ず通常望見できる位置とする場合は、伝統的な材料で覆うなど、外観上目立たないようにする。	同左		歴史的風致と調和したものとする。	同左	
	外灯				歴史的風致と調和したものとする。	同左		
	屋外広告物		規模			表示面積、掲出数は、目的及び効果を考慮し必要最小限とする。	同左	
			色彩			地色は、黒又は茶系の濃色とし、文字は白を基調とする。	同左	
			照明			動光又は点滅を伴わない白色又は昼光色の光源とする。	同左	
その他			のぼりや立て看板は、必要最小限とする。	同左				

※古道・山林エリアの基準は、在家エリアの基準を準用する。

神社境内エリアにおける現状変更行為に際しては、あらかじめ、長野市教育委員会や長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会等の意見を聴くこととする。

この基準に記載のないことで、長野市教育委員会が特に必要と認め、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得たものは、上記の基準の限りではない。